

令和3年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（8日）

招集年月日	令和3年9月6日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年9月6日午前10時00分				議長	島崎 紘一		
	閉会	令和3年10月28日午前10時23分				議長	島崎 紘一		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 12名	1	小井土光弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
不応招 0名	2	大手博幸	○	○	8	千野 榮治	○	○	
出席 12名	3	佐々木信也	○	○	9	島崎 紘一	○	○	
欠席 0名	4	岡田邦敏	○	○	10	堀口博志	○	○	
欠員 0名	5	木暮弘元	○	○	11	岡田武二	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎正春	○	○	12	佐藤公夫	○	○	
会議録署名議員	6番	岩崎正春	7番		佐藤 博				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井 収			書記	佐藤里奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男			福祉課長	岡野宏巳			
	教育長	茂木 学			保健課長	永井邦佳			
	総務課長	岡野 均			農林課長	佐藤茂治			
	企画課長	竹内 誠			商工観光課長	佐藤圭司			
	住民税務課長	猪野ともえ			建設水道課長	佐藤正明			
	会計課長	柴田悦子			教育課長	林 通典			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第5号 議員派遣の件
- 報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第45号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について
- 3 第46号議案 監査委員の選任について
- 4 第47号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について
- 5 第48号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例
- 6 第49号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例
- 7 第50号議案 下仁田町持続的発展計画について
- 8 第51号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）
- 第52号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 第55号議案 令和2年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第56号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第57号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第58号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第59号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第60号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 令和3年9月8日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第5号 議員派遣の件、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを、総務課長に報告を求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第6号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和2年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費比率8.6%。将来負担比率26.2%。いずれの数字も早期健全化基準比率以内でございます。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第7号 令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長
(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、報告第7号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第7号 令和2年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和2年度における公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、特別会計の名称、水道事業会計、浄化槽整備事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率の欄には数値が記載されておられません。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、ご報告させていただきます。

○議長 島崎紘一 次に、報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告についてを、商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長
(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、報告第8号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営状況を別紙のとおり報告する。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書第19期でございますが、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 以上で報告は終わりました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、第45号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第45号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第45号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、佐藤千栄、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、任期、令和3年10月1日から令和7年9月30日まで。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、佐藤千栄氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第45号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議ないものと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり

り同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第46号議案 監査委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第46号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第46号議案 監査委員の選任について、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、茂木吉成、[REDACTED]
[REDACTED]、任期、令和3年9月17日から令和7年9月16日まで。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、茂木吉成氏が、令和3年9月16日で4年間の任期が満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第46号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議ないものと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第47号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(林通典教育課長 登壇)

○教育課長 林通典 命によりまして、第47号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第47号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について、下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、佐藤千代子、[REDACTED]
[REDACTED]任期、令和3年10月1日から令和7年9月30日まで。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由は、佐藤千代子氏の任期が、令和3年9月30日に満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第47号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第48号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第48号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第48号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例。

下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

ただし、下仁田町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3第1項の改正、次のページをお願いします。規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第48号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第49号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第49号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例。

下仁田町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「個人番号カードの再交付」及び「1枚につき800」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第49号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、第50号議案 下仁田町持続的発展計画についてを議題とし、提案理由の説明を企画課長に求めます。企画課長

(竹内誠企画課長 登壇)

○企画課長 竹内誠 命によりまして、第50号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第50号議案 下仁田町持続的発展計画について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、下仁田町持続的発展計画を別冊のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、別冊の下仁田町持続的発展計画につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第50号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、第51号議案から第54号議案までの各議案を一括議題といたします。

第51号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第51号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第51号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算(第3号)、令和3年度下仁田町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,213万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,109万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページ目をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。11款地方交付税4億2,402万2,000円、15款国庫支出金220万2,000円、16款県支出金118万9,000円、18款寄附金5万円、19款繰入金2億1,194万2,000円の減、20款繰越金1,271万8,000円、22款町債2,390万円、歳入合計48億3,895万4,000円に2億5,213万9,000円を追加し、50億9,109万3,000円としたいとします。

3ページをお願いいたします。

歳出です。1款議会費4万3,000円、2款総務費2億2,268万1,000円、3款民生費185万8,000円、4款衛生費1,009万3,000円、6款農林水産業費11万4,000円、7款商工費541万円の減、8款土木費2,692万2,000円、10款教育費416万2,000円の減、歳出合計48億3,895万4,000円に2億5,213万9,000円を追加し、50億9,109万3,000円としたいとします。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正(変更)です。起債の目的、過疎対策事業債で、限度額1億110万円から600万円を減額し9,510万円に、公営住宅建設事業債は、限度額720万円全額を減額しゼロ円に、防災対策事業債は、限度額2,710万円に660万円を追加し3,370万円に、臨時財政対策債は、限度額1億1,000万円に3,050万円を追加し、1億4,050万円としたいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、8ページの2、歳入、10ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第52号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、第53号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第1号）及び第54号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

（岡野宏巳福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第52号議案から第54号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第52号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和3年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,790万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。6款繰入金140万9,000円の減、7款繰越金1,321万円の増、歳入合計9億2,610万1,000円に1,180万1,000円を追加し、9億3,790万2,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。10款予備費1,180万1,000円の増、歳出合計9億2,610万1,000円に1,180万1,000円を追加し、9億3,790万2,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。5ページ、2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第53号議案をお願いいたします。

第53号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和3年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。3款繰入金156万7,000円の減、4款繰越金156万7,000円の増、歳入合計でございますが、1億5,156万9,000円で補正予算額の増減はございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2の歳入につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第54号議案をお願いいたします。

第54号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和3年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,850万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,099万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金33万8,000円、5款県支出金16万9,000円、7款繰入金429万円、8款繰越金1,371万円、歳入合計14億1,248万4,000円に1,850万7,000円を追加し、14億3,099万1,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。5款地域支援事業費88万円、7款諸支出金1,762万7,000円、歳出合計14億1,248万4,000円に1,850万7,000円を追加し、14億3,099万1,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。5ページ、2の歳入、6ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案説明が終わりましたので、第51号議案から第54議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑を願います。千野榮治議員

○8番 千野榮治 51号議案の、ページ数は9ページ、繰入金のところのふるさと下仁田応援基金繰入金のところは200万ばかり減額になってはいますが、これをちょっと聞き漏らしちゃったんで、教えていただけますでしょうか。歳出は商工観光になっているんだけれども、一応歳入から聞かせてもらおうと思ったんで。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今回このふるさと下仁田応援基金の200万円は、基金へのまた繰戻しという形になります。

この理由としましては、当初予算で200万円この基金を取り崩して、下仁田夏祭りに充てる予定でございました。今年度につきましては、コロナ感染症の関係で夏祭りが中止になったということで、また基金へ200万円を戻すというような形の補正を組まさせていただきます。

○議長 島崎紘一 千野榮治さん

○8番 千野榮治 今、基金へ戻すということでは分かったんですけども、この基金に対しての質疑はしてもよろしいですかね。ふるさと下仁田応援基金というところを、ちょっと同じだから、聞いてもいいですかね。

○議長 島崎紘一 はい、結構です。

○8番 千野榮治 この基金は、夏祭りだけじゃなく使っているとは思いますが、令和2年度の基金状況の中に残高が5,400万ぐらいあるんですよ。令和2年の末だから、若干動いていると思うんですけども、ページ数が7ページの令和2年度下仁田町の決算審査意見書の中に、ここに結構大きい金額が残っているんですけども、これは元年からということで増減が若

干あるんですが、この基金の元というのはありますか。都市計画のあれのやつなんか、都市計画のはもらっちゃったんですけれども、そういうのは違うんかね。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 ふるさと下仁田応援基金の財源としましては、ふるさと納税の寄附金を財源として基金を積み立ててございます。

○議長 島崎紘一 千野榮治さん

○8番 千野榮治 そうすると、前に残っていた都市計画税とか、そういうの上乗せじゃなく、これは皆さんから頂いたふるさと応援基金の寄附の中で積み立てて、今5,000万あるということなんだね。その辺だけちょっと教えてください。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 おっしゃるとおり、ふるさと下仁田応援基金につきましては、あくまでもふるさと納税の財源としておりまして、先ほど言いました都市計画事業基金、これにつきましては、こちらのほうにふるさと納税を充てるといような積立てはしてございません。

○議長 島崎紘一 千野榮治さん

○8番 千野榮治 それでは分かりました。これは、ふるさと納税の頂いたものに対して今5,800万ばかりあるから、いろいろ町の活性化のために使うということで、今後からもそういうふうな形の基金ということで認識していいんだね。はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長 島崎紘一 いいですか。ほかにございますか。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結し、第51号議案から第54号議案の4議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。ちょっと時間早いですけれども、10分ほど休憩したいと思います。

休 憩 午前10時38分

(茂木監査委員入室)

再 開 午前10時49分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第55号議案から第60号議案までを一括議題といたします。

まず、第55号議案 令和2年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第55号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書3ページをお願いいたします。

第55号議案 令和2年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。款の区分、収入済額を申し上げます。

1款町税8億2,631万8,461円、2款地方譲与税7,941万3,000円、3款利子割交付金63万6,000円、4款配当割交付金272万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金330万5,000円、6款法人事業税交付金226万6,000円、7款地方消費税交付金1億6,667万5,000円、8款ゴルフ場利用税交付金1,167万4,530円、9款環境性能割交付金476万2,000円、10款地方特例交付金428万1,000円、11款地方交付税24億9,969万8,000円、12款交通安全対策特別交付金115万9,000円、13款分担金及び負担金1,650万2,706円、14款使用料及び手数料3,819万4,520円。

次ページをお願いいたします。

15款国庫支出金15億9,743万4,310円、16款県支出金3億6,985万7,225円、17款財産収入960万5,236円、18款寄附金6,305万9,217円、19款繰入金7,018万2,733円、20款繰越金9,523万5,861円、21款諸収入4,926万7,879円、22款町債6億5,400万円、歳入合計の収入済額65億6,625万5,678円でございます。

8ページをお願いします。

歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款議会費7,282万3,129円、2款総務費12億863万9,664円、3款民生費18億895万8,812円、4款衛生費7億7,076万2,176円、5款労働費140万700円、6款農林水産業費3億2,484万1,692円、7款商工費1億786万1,955円、8款土木費4億2,720万1,457円、9款消防費3億6,638万5,852円、10款教育費4億5,410万4,020円。

次ページをお願いします。

11款災害復旧費3億2,915万3,676円、12款公債費6億3,886万2,300円、13款諸支出金435万8,762円、14款予備費、支出はございません。歳出合計の支出済額でございますが、65億1,535万4,195円。

歳入歳出差引残額5,090万1,483円でございます。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

12ページからの令和2年度下仁田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、200ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計の表中区分を申し上げます。

1、歳入総額65億6,625万5,678円、2、歳出総額65億1,535万4,195円、3、歳入歳出差引額5,090万1,483円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額1,582万1,000円、(3)事故繰越繰越額1,236万2,000円、計2,818万3,000円、5、実質収支額2,271万8,483円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第56号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第57号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び第58号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 201ページをお願いいたします。

命によりまして、第56号議案から第58号議案までを朗読し、ご提案、

ご説明申し上げます。

第56号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億6,848万8,396円、2款使用料及び手数料4万5,700円、3款国庫支出金144万円、4款県支出金6億6,405万5,938円、5款財産収入1,306円、6款繰入金6,210万5,531円、7款繰越金262万1,920円、8款諸収入1,280万652円、歳入合計9億1,155万9,443円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費608万2,672円、2款保険給付費6億2,487万7,431円、3款国民健康保険事業費納付金2億5,101万1,336円、4款共同事業拠出金180円、5款財政安定化基金拠出金ゼロ、6款保健事業費576万6,003円、7款基金積立金1,306円、8款公債費ゼロ、9款諸支出金1,060万9,029円、10款予備費ゼロ。

次のページをお願いします。

歳出合計8億9,834万7,957円。

歳入歳出差引残額1,321万1,486円。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次の208ページから231ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

232ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入総額9億1,155万9,443円、2、歳出総額8億9,834万7,957円、3、歳入歳出差引額1,321万1,486円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,321万1,486円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

233ページをお願いいたします。

第57号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入です。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料8,333万4,200円、2款使用料及び手数料4,300円、3款繰入金4,840万5,011円、4款繰越金157万7,491円、5款諸収入268万208円、歳入合計1億3,600万1,210円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費247万5,354円、2款保険事業費272万3,588円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,914万4,264円、4款諸支出金8万9,500円、5款公債費ゼロ、6款予備費もゼロでございます。歳出合計1億3,443万2,706円。

歳入歳出差引残額156万8,504円。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次の238ページから245ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

246ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額1億3,600万1,210円、2、歳出総額1億3,443万2,706円、3、歳入歳出差引額156万8,200円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額156万8,504円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

247ページをお願いいたします。

第58号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款保険料2億1,286万7,248円、2款使用料及び手数料1万2,300円、3款国庫支出金3億6,772万2,784円、4款支払基金交付金3億6,685万5,000円、5款県支出金2億1,051万8,177円、6款財産収入2,905円、7款繰入金2億1,726万284円、8款繰越金474万7,897円、9款諸収入49万4,131円、歳入合計13億8,048万726円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費1,414万9,442円、2款保険給付費12億8,226万2,266円、3款財政安定化基金拠出金5,535万8,207円でございます。すみません。4款……

(「違っているぞ」の声あり)

○福祉課長 岡野宏巳 3款財政安定化基金拠出金……

(「次の、下」の声あり)

○福祉課長 岡野宏巳 申し訳ありません。4款基金積立金2,905円、5款地域支援事業費6,234万3,446円、6款公債費ゼロ、7款諸支出金801万2,408円、8款予備費はございません。

次のページをお願いいたします。

歳出合計13億6,677万467円。

歳入歳出差引残額1,371万259円。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次の254ページから281ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

282ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額13億8,048万726円、2、歳出総額13億6,677万467円、3、歳入歳出差引額1,371万250円、4、翌年度へ繰越しすべき財源はございません。5、実質収支額1,371万259円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎絃一 次に、第59号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、第60号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第59号議案、第60号議案をご提案、ご説明申し上げます。

283ページをお願いいたします。

第59号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入です。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款分担金及び負担金720万7,683円、2款使用料及び手数料2,086万6,171円、3款国庫支出金690万4,000円、4款県支出金281万円、5款財産収入587円、6款繰入金1,164万5,246円、7款繰越金100万円、8款諸収入79円、9款町債2,050万円、歳入合計7,093万3,766円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款浄化槽事業費6,084万4,343円、2款公債費908万9,423円、3款予備費、支出なし、歳出合計6,993万3,766円。

歳入歳出差引残額100万円。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次の288ページから293ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

294ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。浄化槽整備事業特別会計、区分1、歳入総額7,093万3,766円、2、歳出総額6,993万3,766円、3、歳入歳出差引額100万円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額100万円、6、実質収支額のうち地方自治法第

233条の2の規定による基金繰入額はございませんでした。

続きまして、別冊の令和2年度下仁田町水道事業決算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

第60号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、令和2年度下仁田町水道事業会計未処分利益剰余金5,978万5,645円のうち3,000万円を減債積立金に積み立て、806万3,414円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度水道事業会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町水道事業会計決算報告書。

1の収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業収益2億5,064万9,735円、支出、第1款水道事業費用2億2,796万8,692円でございます。

次のページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入8,715万9,289円、支出、第1款資本的支出1億4,534万9,234円でございます。

欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,068万9,945円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54万1,795円、当年度分損益勘定留保資金5,208万4,736円、減債積立金806万3,414円で補填した。

7ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 第55号議案から第60号議案の提案説明が終わりましたので、ここで監査委員から監査結果の報告をお願いします。茂木監査委員

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、令和2年度下仁田町一般会計、特別会計決算及

び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る8月4日から8月6日までの期間にわたりまして、岩崎正春監査委員とともに、地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。

また、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定による審査も併せて実施いたしました。

審査の対象ですが、一般会計及び特別会計においては、令和2年度下仁田町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、浄化槽整備事業特別会計の各歳入歳出決算書、令和2年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金の状況一覧等であります。公営企業会計においては、令和2年度下仁田町水道事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました令和2年度各会計の決算書類及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また、計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を受けました。

基金の状況一覧は、その計数が正確であるか、また、基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計は、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証するため、諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨にのっとり事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確でありました。

予算の執行状況は、以前に比べまして、予算額と支払済額との差額の過大さは見受けられなくなりました。なお、不用額の大きな項目については、それぞれ担当から概要を説明済みです。

基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されておりました。

公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計数は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びそ

の算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

また、経営健全化審査も、町長が提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、基準をクリアしています。

次に、審査の概要を述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては、さきにも申し上げましたように、予算額と支払済額との差額は改善されており、予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、経常的経費を常に見直しを行い、単に前年踏襲にならないよう適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、税の公平負担の原則の立場から、滞納者に寄り添った納税相談や早期催促、早期調査、早期差押え、早期執行停止や現年度滞納処分に係る給与や年金の差押えによる滞納の高額化の抑制、スマホ支払いによる利便性の向上、介護保険、後期高齢者保険料の郵便局支払いやコンビニ支払いの導入、合同公売への参加、外国人対策として6か国語対応のチラシの作成、また、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う収入減に対応するための徴収猶予の特例や税減免措置を実施しています。さらに、適切な不納欠損処理を行うなどして収納率の向上、滞納者対策を積極的に行った結果、軽自動車税を除く各税目において前年度を上回り、徴税全体の収納率は99.09%で県内第3位の収納率となっております。収納未済額圧縮に向け努力されたことがうかがえます。

歳入確保や公平負担の原則遵守のため、自主納付思想啓発、悪質滞納者への法的手段も含め、徴収手法のさらなるレベルアップにより、滞納額の圧縮及び収納率向上に引き続き取り組まれない。令和2年度以降も、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減少や徴収率減少も懸念されます。税減免措置による税収減分は、交付税措置や交付金、国庫補助金等で補填されるとはいえ、今後もよりきめ細やかな納税対策を推進願いたい。

また、昨年度の決算監査意見書において、検討課題として掲げましたが、道路整備工事等において、たとえ過疎債が充当される場合でも、その路線等の経済効果を十分考慮し、施行の判断をされたい。

次に、公営企業会計水道事業は、人口減少に伴い早急な回復は望めない現状下においては、平成30年2月に策定された令和元年度から10年間を計画期間とした下仁田町水道事業経営戦略（水道事業ビジョン）において、安全で良質な水を安定して供給し続ける水道を基本理念として、①災害に強い

水道の構築、②安全で良質な水の確保、③経営基盤の強化と顧客サービスの充実の3本の基本方針の下、主要施策と実現方策として、経年管や施設の計画的更新や耐震化、災害時の給水体制の充実、水質検査や水質監視に係る管理体制の強化、濁水対策、有収率の向上や経費節減等の運営基盤強化、環境への配慮等の取組を推進徹底し、経営のさらなる安定化に努められたい。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申し上げます。よろしくようお願いいたします。以上であります。

○議長 島崎紘一 監査委員のご報告ありがとうございます。

監査結果の報告が終わりましたので、第55号議案から第60号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数をあらかじめ申し述べていただきますよう、お願いをいたします。それでは質疑を願います。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 一般会計の歳出でページ数が75ページ、下仁田南牧医療事務組合経営支援ということで、コロナ対策での国からの交付金を歳出したということですが、下仁田町には、下仁田厚生病院以外に本宿診療所、大沢クリニック、そのほか歯科医が2軒、町民を対象に医療行為を行っています。この医療施設に対して、コロナ対策のための国からの交付金をどこに支出してあるか、説明を求めます。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

昨年度の国の新型コロナ対策の臨時交付金で、町内の医療機関に財政支援の支出はしてはございません。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 防護用品や消毒液等の支給は行われたかと思うんですけども、なぜ民間の医療機関に国からの交付金を、厚生病院に6,500万円ぐらいだけやって、あとは知らないよと。こんないい加減な行政はありませんよ。町長、どうです。民間の医療機関に対して経営支援金を一銭も出さないよ。厚生病院にだけ出していると。なおかつ、コロナに関係なくても、下仁田厚生病院には一般会計から3億5,000万近い金が経営支援のために出ているわけです。なぜ民間の医療機関に対して支援ができないのか、その

理由を町長にお尋ねします。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 結果としてそういうことになっていますが、経緯の検討しましたお話をしますと、コロナに関しての昨年からの状況、下仁田厚生病院には、国・県からコロナ患者あるいは病床対策を取るということで来ておりました。そういった中で、それで下仁田厚生も対応をしたと思います。そんな中、非常に、なおかつ、この数年厳しい財政状況が下仁田厚生病院は続いております。もちろん町としても財政立て直しのための対策を手を打ちつつある状況であります。そういった中で大幅な昨年赤字が出るということで、国からも大きな金額の交付金が入りました。そういった事情でどうしても厚生病院のほうへ注入したと、そういう状況でありました。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 下仁田厚生病院だけが住民の医療を請け負っているわけじゃないですよ。結果的にこうなったと言うけれども、ほかの医療機関に対する町長としての配慮がなさ過ぎる。

今後、これから内閣も変わるだろうし、衆議院の選挙も間近に控えてきていることなんで、コロナ対策もさらなる充実した予算が組まれる可能性があるんで、次の機会には、そういった民間の医療機関を見落とさないで、十分配慮した行動を取ってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 状況を見ながら、また、皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 じゃ、付け加えてお話ししておきますけれども、このコロナのワクチンの接種は、下仁田厚生病院、佐藤医院、大沢クリニックでも住民のためにワクチン接種を行っているという事実があるんで、そういうところをよく肝に銘じておいてください。

○議長 島崎紘一 いいですか。

○12番 佐藤公夫 はい。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。はい、どうぞ。佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 一般会計33ページ、財産運用収入、財政調整基金運用収入が2万372円。財政調整基金は、どのような形でこの基金を保管、運用しているか。

○議長 島崎紘一 会計課長

○会計課長 柴田悦子 お答えいたします。

財政調整基金につきましては、ほかの基金と同様に、町内金融機関に、この金額で預けるとすれば、利率はどのぐらいでしていただけるのでしょうかということで、文書で問合せをいたしまして、その中で利率がいいところというところで譲渡性預金、利率、当初0.01%と0.004%ということで、2つに分けて預けてございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 令和元年度の財政調整基金の残高が11億8,000万円から残高があったわけだね。それをただ普通預金に預けて、1年間に2万利息を稼いでいるだけ。あまりにも金の使い方を、お金の利用の仕方を考えない財政運営だと思うんだよね。少なくとも地方自治法、地方財政法にのっとって、もう少し財産運用で利益を稼げると思うんだよね。特に、国を相手にしている国債等もあるんで、金融機関の普通預金に預けている、子供みたいなことをしないで、もう少し研究をしたらいかがですか。

○議長 島崎紘一 会計課長

○会計課長 柴田悦子 財政系のほうとも相談いたしまして債券等の購入も考えたんですけども、財政調整基金の場合、何かあったときにすぐ使えるようにという目的だということで、今、線状降水帯ですとか、いろいろ予期しないようなことが多うございます。その関係もございまして、10年あるいは20年、長期的に運用いたします債券等の購入は、今回考えてはございませんでした。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 国債は、10年、20年などの期限だけじゃないんですよ。1年物もあれば、2年もあれば、5年も10年もあるわけ。財政調整基金を全額、債券購入に充てろと言っているんじゃないんだから。あわせて、国債を持っていれば、非常事態のときに金融機関から借入れを起こす分においても、金融機関の貸出金利、国債の利率、差引きしてもマイナスにはならないんですよ。

○議長 島崎紘一 会計課長

○会計課長 柴田悦子 そうすれば、また、財政系のほうとも相談いたしまして、運用につきまして前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長 島崎紘一 いいですか。

○12番 佐藤公夫 はい。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。

(「まだ10分あるよ」の声あり)

○議長 島崎紘一 時間は十分ありますから。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長 島崎紘一 それでは、質疑がないようなので、質疑を終結して、第55号議案から第60議案の6議案については、予算決算特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和3年9月8日 午前11時50分